

森町広告掲載基準

（趣旨）

第1条 この基準は、森町広告掲載に関する要綱（以下「要綱」という）に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否等については、この基準に基づき判断を行うものとする。

（広告の範囲）

第2条 要綱第4条第7号に規定する広告媒体に掲載する広告として不適当な例とは、次に掲げるものをいう。

（1）業種または事業者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」およびそれに類似する業種
- イ 消費者金融にかかるもの
- ウ たばこ製造業
- エ 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- オ 訪問販売等に関する法律に規定する「通信販売」「訪問販売」にかかるもの（特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）
- カ 利殖を目的とした投資・投機のあるもの、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- キ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ク 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

（2）掲載内容

- ア 不当景品類及び不当表示防止法第4条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
- イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、または著作権等を侵害するおそれのある広告
- ウ 人権を侵害し、または差別を助長するおそれがある広告
- エ 青少年の保護または健全な育成に悪影響をおよぼすと考えられる広告
- オ 特定の業者に不利益を与える広告
- カ 投機、射幸心を著しくおこる広告
- キ 責任の所在および内容が不明確な広告
- ク 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告
- ケ 非科学的または迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- コ デザインおよび色彩が著しくけばけばしいなど、紙面およびホームページとの調和を損なうと認められる広告
- サ デザインがけばけばしいなど、公衆に不快の念をいだかせる恐れのある屋外広告物

附 則

この基準は、平成19年8月21日から施行する。